

給付金額の算定方式に関する主な論点

- | | | | | |
|---|------|--------------------------|----------|---|
| 1 | 主な論点 | (設備の残存簿価の算定 (耐用年数の扱い)) | ・・・ | 1 |
| 2 | 主な論点 | (対象設備の範囲等、 その他) | ・・・・・・・・ | 4 |

1 主な論点

設備の残存簿価の算定（耐用年数の扱い）

税法上の法定耐用年数の扱い

税法上の設備は、同様の設備であっても、事業ごと（電気通信事業用か、電気事業用か）に異なることから、公平性の確保が必要

法定耐用年数が長期である設備の扱い

例えば、電気通信事業用の鉄塔（40年）、局舎（38年）等の扱い

例外的に、5年以上の期間をかけて再配分を行う場合にも給付金の対象とする無線局の検討とも関連

法定耐用年数経過後の設備の扱い

法定耐用年数経過後においても残る残存価額（取得価額の10%）の扱い 等

主な論点の例

設備の残存簿価の算定（耐用年数の扱い）

耐用年数	電気通信業務用	電気事業用
10年以下	送信・受信装置（6年）	送信・受信装置（9年）
混在（10年以下 又は10年超）	アンテナ（10年）	アンテナ（22年）
10年超	鉄塔（40年） 局舎（38年）	鉄塔（22年） 局舎（38年）

事業毎に異なる耐用年数（アンテナ、鉄塔等）の扱いの公平性の確保が課題
10年を超える鉄塔、局舎の耐用年数の扱いが課題

(参考) 中継系固定局の設備イメージ

電気通信業務用

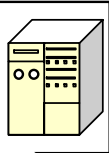
アンテナ
1基 約5千万円
法定耐用年数 10年

20 km ~ 50 km

鉄塔
約1 ~ 3億円
法定耐用年数 40年

4 GHz
637局

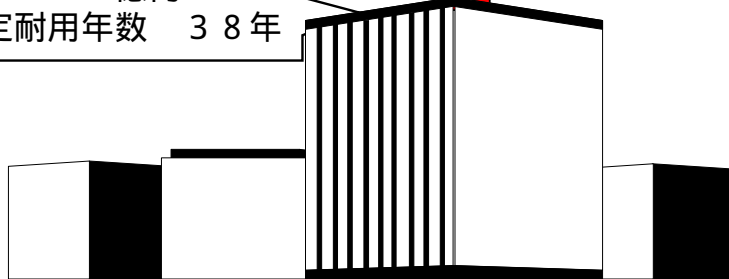
送信・受信装置
1装置 約1億円
法定耐用年数 6年



5 GHz
640局

6 GHz
606局

局舎
約5 ~ 10億円
法定耐用年数 38年



電気事業用

アンテナ
1基 約1 ~ 3千万円
法定耐用年数 22年

5 km ~ 50 km

鉄塔
約1 ~ 4億円
法定耐用年数 22年

6.5 GHz
1,179局

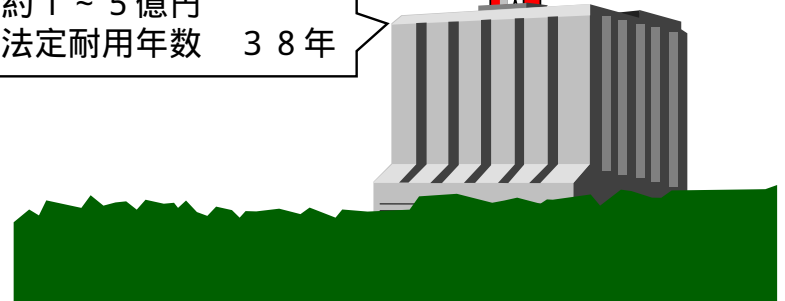
送信・受信装置
1装置 約1億円
法定耐用年数 9年



7.5 GHz
356局

12 GHz
362局

局舎
約1 ~ 5億円
法定耐用年数 38年



2 主な論点

対象設備の範囲等

無線設備以外の設備の扱い

電源設備、鉄塔、局舎等の周辺設備・施設等の扱い

設備の残存簿価以外の費用の扱い

設備の撤去費用等の扱い

等

その他

新規設備の前倒し取得に伴い生じる金融費用の扱い

新規設備の取得費用は対象としないが、前倒し取得における運用益(金融費用)は対象とすべきか

給付金の支給時期(原則として最終使用期限)

実際に電波利用を終了する時期に支給してはどうか(最終使用期限前に電波利用を終了させるインセンティブ付与)

等